平成２６年（フ）第５０号
長野市七二会乙2449番地５
債務者　本藤　隆広
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
長野市大字上駒沢133番地２　駒沢新町団地H―11
債務者　堀内　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６７号
名古屋市天白区原１丁目610番地　近兼ビル203号
債務者　山内　吾朗
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８４号
名古屋市中川区戸田４丁目2110番地
債務者　冨成　　實
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
三重県津市白山町南家城594番地２　鏡住宅１号、前住所長野県長野市稲田２丁目25番29号
債務者　加藤　克巳
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３号
広島県世羅郡世羅町大字東上原262番地１
債務者　淀川　佳伸
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７０号
山口県下関市楠乃５丁目８番９号
債務者　定宗　亮馬
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
山口県下関市秋根東町１番38―303号　新下関マンション、前住所山口県下関市一の宮住吉２丁目５番26―905号
債務者　村岡　克明
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
愛媛県今治市室屋町４丁目２番地28　コーポ１栄303号、前住所愛媛県今治市室屋町６丁目４番15号
債務者　多田　義春
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4864番地３
債務者　且元　真斗
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県大川市大字酒見867番地６
債務者　井上　隆俊
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１
債務者　中村　一則
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
佐賀県唐津市八幡町734番地407
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１３７号
宮崎市阿波岐原町請田2425番地２
債務者　桑畑　寛子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４９号
宮崎市吉村町西中甲1331番地４　清水ハイツ102号
債務者　齊之平光一
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６８号
宮崎市中村西２丁目３番23号　トキワハイツ102号、前住所宮崎市淀川２丁目５番３号コーポエイアイ202号
債務者　金丸夕希子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市小野町2392―74、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市田上町3999番地４
債務者　東　　進
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係